排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン(案)に対する意見(パブリックコメント)及び意見に対する考え方

ガイドライン	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
(案)該当箇所		
総論	基本的には次の点が必要であると考える。	ご指摘のとおり、現行法に対するコンプライアンス
	① 先ずは現行法に対するコンプライアンスの担保を目的としたガイドラインを示す必要があ	の確保は重要な課題であると考えています。なお、
	る。	ガイドラインにおいては、循環型社会構築に向け
	②また、ガイドラインの範囲拡大により廃棄物の管理範囲の拡大、即ち廃掃法の拡大につな	て、資源有効利用の観点も併せて重要であるとし
	がるおそれがあることから、むしろコンプライアンスを実現する上での問題点を踏まえ、制	ているところです。
	度や方法等をガイドラインに示すべきである。	
	具体的には、「資料-企業(排出事業者)における廃棄物・リサイクルガバナンスの構築にむけ	
	て①」に示す、サプライチェーン上の廃棄物等に係るマネジメントのみならず、本来、資源小	
	国である我が国にあっては廃掃法上の適用除外物品を増やし、リサイクルの促進を図ること	
	がもう1つの重要な政策であると考える。	
	今回のガイドラインは特に「廃棄物の適正処理による廃棄物処理法違反回避のためのもの」	上記の考え方とも関連しますが、廃棄物の適正処
	という色彩が強く、廃棄物・リサイクルガバナンスというには、3Rを推進するためのガイドライ	理とともに、3R の推進も重要という観点でガイドラ
	ン(どの様に3Rをするか)として作成したほうが事業者にとっては使いやすいガイドラインと	インをまとめているところです。
	なるのではないか。	
	本ガイドラインの普及に当たっては、事業者が廃棄物管理の取組みを円滑に対応できるよ	ご指摘を踏まえ、今後の普及・広報の方策を検討
	う、ガバナンス達成のレベル毎に具体的に分かりやすく示して頂ければ有難い。	していきます。
はじめに	下記一文を追加する。	ご指摘を踏まえ、文言の調整を行いました。
34行目	「なお、本ガイドラインは規制事項ではなく、排出事業者の適正処理に向けた自主的なガイド	
	ライン策定を支援するものであります。」	

第1章	不法投棄防止という観点から格付けを検討することは賛成であるが、その方法については、	当該箇所の記述は、環境省「不法投棄防止及び原
7頁	違法性の追求に関する記述公表等限界もあり、どこまで有効かを良く吟味することが重要。	状回復に関する懇談会報告書」からの抜粋です。
	また、処理価格等も格付けの情報として扱われるなら原料リサイクル、最終処分方法により適	
	正水準が異なるので、表現方法に工夫が必要である。	
	1つ目の枠について、3つ目の〇の文と4つ目の〇の文の順番を入れ替える	今回のガイドラインでは、情報発信も含めて廃棄
	3つ目の 自社の取組を実績評価し、顧客・消費者や投資家、地域社会に情報発信	物・リサイクルガバナンスとしており、原案のままと
	し、情報を共有することで、自社の取組をさらに推進していくことも重要です。	させていただきます。
	4 つ目の こうした取組を通じて廃棄物等の適正処理リサイクルを確実に実行していくことは、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の実践と捉えること	
8頁	Cいくことは、「廃棄物・リリイグルカバナンス」の美銭と捉えること ができます。	
	3つ目の枠について、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の重要性の第一は②として記載され	順番に関しては、原案のままとさせていただきま
	ている 不適正処理の予防と経営リスク低減、③として記載されている 企業の社会的責任	す。
	(CSR)でありその結果総合的に ①として記載されている「資源の有効利用」につながるた	
	め、①②③の順序変更 ①を最後にし②③を繰り上げる	
第2章	2.6章は「廃棄物等に係る企業経営リスク・罰則と事故対応」で2.1から2.3章まで記載	節の順番に関しては、原案のままとさせていただき
構成について	されている法対応の事項に続く内容であるため、2.6章を 2.4、2.5章の前に出す。	ます。
15頁	2. 15と3. 13の表の内容を同じにする	ご指摘を踏まえ、表の修正を行いました。
28頁	顧客・消費者と取引先に向けて情報発信する内容の中に、「不適切処理による環境影響」・	ご指摘を踏まえ、文言の調整を行いました。
	「リサイクルの方法」を加える	
概要	本文と概要版の表現(記述)の整合を取って頂きたい。	ご指摘を踏まえ、本文の文言の調整を行いました。
	具体的には、1)要約版「企業(排出事業者)における廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向	
	けて②」の「●ガイドライン(骨子)」の部分の2章2. 1項に 及び2)本文2. 6頁に「サプライ	
	チェーン上の企業との連携による体制構築」が記述されていないため、整合を取って頂きた	
	L'v _o	